

<<各種支援・助成制度等一覧>> 制度等の詳細については各団体/問合せ先にお問い合わせください。

No	名称	概要	対象等	団体/問い合わせ先	募集時期
1	麻生区市民提案型協働事業	区では、地域課題の発見と解決を図り、より住みよいまちづくりを推進することを目的に、地域の団体と協働して提案型事業に取り組む「麻生区市民提案型協働事業」を実施しています。この事業は、地域の団体から提案事業を募集し、審査委員会での選考を経たうえで、選定された事業を提案団体との協働により実施します。(事業費：1事業あたり、スタートコースは20万円以内、ステップアップコースは50万円以内)	麻生区の区域内において事業を実施できる団体で、一定の要件を満たす団体	麻生区役所まちづくり推進部 企画課 電話：965-5112 ファクス：965-5200	1月下旬～ 2月下旬
2	麻生区地域コミュニティ活動支援事業	「皆に声をかけて地域の仲間作りをしたい」「他の団体と一緒にやって行うことで規模を上げたい」など、新たな地域のコミュニティづくりにつながる市民活動団体の公益性の高い事業に対して、事業資金を助成します。 事業の募集は企画提案方式で、審査会の審査を経て決定します。 (助成額：1事業あたり、対象経費の80%以内でかつ10万円以内)	麻生区に活動拠点のある5名以上の市民団体	認定NPO法人あさお市民活動サポートセンター (麻生市民交流館やまゆり) 電話：951-6321	2月上旬～ 2月中旬
3	あさお花いっぱい推進事業	区内の公共的空間(道路沿いなど)にある花壇を、自主的・継続的に管理している団体に、花苗などを提供します。(花壇の面積に応じた上限あり)	区内の公共的空間(道路沿いなど)にある花壇を、自主的・継続的に管理している3名以上で構成される団体 ※別途条件あり	麻生区役所まちづくり推進部 地域振興課 電話：965-5113	7月上旬～ 7月下旬
4	町内会・自治会活動応援補助金制度	町会・自治会が公益的な事業活動を安定して維持・拡大していけるよう、また、地域社会において重要な役割を担う町会・自治会の活動の活性化を図ることを目的とした補助金制度です。 【交付基準】補助率と補助上限額のいずれか低い方の金額となります。 ・補助率・・・補助対象経費の2分の1(100円未満端数切り捨て) ・補助上限額・・・700円×加入世帯数	麻生区内にある町内会・自治会	麻生区役所まちづくり推進部 地域振興課 電話：965-5113	4月～ 12月
5	麻生市民館・麻生市民館岡上分館 市民自主学級・市民自主企画事業	市民の方の提案を受けて、市民の方と市民館で協働し、企画・講座・イベントを開催します。「市民館にこんな講座があったらいいな」「あんなイベントをやってほしいな」というアイデアを実現させることができます。(経費については市の委託料を充てます。費用についてはご相談ください)	主に麻生区(岡上分館については岡上地区内)で活動している市民グループ(会員数5人以上)、麻生区(岡上分館については岡上地区)で在住・在学・在勤の市民(個人)	麻生市民館 電話：951-1300 岡上分館 電話：988-0268	1月上旬～ 1月中旬
6	地域子育て自主グループ支援事業補助金	一定の補助要件を満たす子育てグループに対し、その活動費を補助(助成)いたします。(1グループにつき年額20,000円。3～5歳児1人につき年額2,000円を加算。合計額上限は年額80,000円)	市内在住で、保育園や幼稚園に通園していない乳幼児で構成されている子育てグループであること等、一定の要件あり。	川崎市役所こども未来局 保育・子育て推進部子育て支援担当 電話：200-3414 ファクス：200-1517	～6月下旬

<<各種支援・助成制度等一覧>> 制度等の詳細については各団体/問合せ先にお問い合わせください。

No	名称	概要	対象等	団体/問い合わせ先	募集時期
7	川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業	子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い、支え合うことのできるまちを目指し、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体を育成・支援することを目的として実施します。（年間補助上限額：20万円～80万円）	営利を目的としない団体で、一定の要件を満たす取組を行っている（または行う予定がある）こと	川崎市役所こども未来局 青少年支援室 電話：200-2668 ファクス：200-3931	2月上旬～ 2月下旬
8	川崎市社会福祉協議会 高齢者ふれあい活動支援事業	高齢者に対し、地域住民等が実施する食事の提供及び日常動作訓練等のボランティア活動を支援することにより、高齢者の自立支援、社会的孤立感の解消、心身の機能低下の予防を図り、地域全体で高齢者の生活を支える仕組みを構築することを目的とする。	地区社会福祉協議会、市民団体及びボランティア団体等の営利を目的としない、市社協会長が認めた団体/会食活動、配食活動、小規模なティサービス活動のいずれかの活動を継続的に実施する団体。 ※別途条件あり	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 電話：739-8718	1月上旬～ 2月中旬
9	麻生区社会福祉協議会 ボランティアグループ等 活動助成	麻生区内における住みよいまちづくり推進の一環として、ボランティアグループ等の自主的な活動を支援するために、その活動に対して必要経費の一部として助成金を交付する。	・麻生区内を活動拠点とし、福祉活動を中心に行っているボランティアグループ及び障害児者など当事者団体/会則、年間事業計画、予算が明らかになっており、自主運営を行っている団体/会員募集を行っており、地域に開かれ定着している団体 ・原則として、区社協の会員 ※別途条件がありますのでお問い合わせください。	川崎市麻生区社会福祉協議会 電話：952-5500	6月中旬～ 7月中旬
10	麻生東地区社会福祉協議会 助成事業	麻生東地区を活動拠点とし、主として地区内の青少年、高齢者、障害者児、幼児等に対する福祉活動を行うボランティアグループ及び障害当事者団体の活動を支援するために、活動経費の一部を助成する。	麻生東地区を活動拠点とし、主として地区内の青少年、高齢者、障害者児、幼児等に対して自主的、奉仕的かつ継続的に福祉活動を行う団体/予算、事業計画等を立て自主財源を基盤として計画的な活動が図れる団体。 ※別途条件あり	麻生東地区社会福祉協議会 （麻生区社会福祉協議会） 電話：952-5500	7月頃
11	麻生東地区社会福祉協議会 ふれあいサロン活動支援	地域における在宅福祉の充実を図るため、小地域を単位とした交流の場「ふれあいサロン」の立ち上げ支援や活動支援を行う。	麻生東地区内に居住する高齢者・障害者等の誰もが利用できるふれあいサロンを運営する団体で、麻生東地区社協が適当と認めた団体 ※別途条件あり	麻生東地区社会福祉協議会 （麻生区社会福祉協議会） 電話：952-5500	4月下旬
12	柿生地区社会福祉協議会 福祉活動助成	柿生地区を活動拠点とし、主として地区内の高齢者、障がい児者、児童等に対する福祉活動を行うボランティアグループ及び障がい児者等当事者団体の活動を支援するために、活動経費の一部を助成する。	・柿生地区を活動拠点とし、主として地区内の高齢者、障がい児者、児童等に対して自主的、奉仕的かつ継続的に福祉活動を行う団体 ・予算、事業計画等を立て自主財源を基盤として計画的な活動が図れる団体。 ※別途条件あり	柿生地区社会福祉協議会 （麻生区社会福祉協議会） 電話：952-5500	7月頃

<<各種支援・助成制度等一覧>> 制度等の詳細については各団体/問合せ先にお問い合わせください。

No	名称	概要	対象等	団体/問い合わせ先	募集時期
13	かわさき市民公益活動助成金	<p>団体運営の将来の自立・発展を図るため、市内で公益的な活動を行っている市民活動団体の「事業」を資金面から支援する制度です。 (10万～200万円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動を行っている団体であること。</li> <li>・市内で活動を行っていること。</li> <li>・主たる構成メンバーに市内在住、在勤または在学者が最低1人含まれていること。</li> </ul> <p>※別途条件あり</p>	<p>公益財団法人 かわさき市民活動センター 市民活動推進課 電話：430-5566</p>	11月下旬 ～2月下旬
14	公益財団法人 アイネット地域振興財団	<p>県内で社会貢献活動（公益を目的とする活動）を行う団体の持続可能な活動を支援することを目的とした助成事業。 (子ども・青少年の健全な育成、教育・スポーツを通じた心身の健全な発展、公衆衛生の向上、環境保全・整備、地域社会の健全な発展に関する活動。) (1団体あたり10～30万円程度 最長3年)</p>	<p>神奈川県内に拠点を置き、原則として神奈川県内において社会貢献活動を行う団体。ただし、営利を目的とした団体、趣旨や活動が政治、宗教、思想等の目的に著しく偏る団体は除きます。</p>	<p>公益財団法人 アイネット地域振興財団事務局 電話：045-682-0820 WEB：http://www.inet-found.or.jp/</p>	12月～ 1月下旬